

## 第8期計画において記載を充実する事項(案)

- 第8期の基本指針においては、介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」を踏まえて、以下について記載を充実してはどうか。
- 1 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備**
    - 2025・2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定
      - ※基盤整備を検討する際、介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性（病床の機能分化及び連携に伴い生じるサービス必要量に関する整合性の確保）を踏まえる必要がある旨は第7期から記載。
      - ※指定介護療養型医療施設の設置期限（2023年度末）までに確実な転換等を行うための具体的な方策について記載。
      - ※第8期の保険料を見込むに当たっては直近（2020年4月サービス分以降）のデータを用いる必要がある。
  - 2 地域共生社会の実現**
    - 地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載
  - 3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）**
    - 一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクル沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載
    - 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載
    - 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示として就労的活動等について記載
    - 総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定
    - 保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載。（一般会計による介護予防等に資する独自事業等について記載。）
    - 在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載
    - 要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載
    - PDCAサイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載
  - 4 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化**
    - 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載
    - 整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定
  - 5 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進**
    - 認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、5つの柱に基づき記載。（普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載。）
    - 教育等他の分野との連携に関する事項について記載
  - 6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化**
    - 介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載
    - 介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載
    - 総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてボランティアポイント制度等について記載
    - 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載
    - 文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載
  - 7 災害や感染症対策に係る体制整備**
    - 近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載

# 基本指針の構成について

構成等の見直し案（第90回部会からの主な変更点は赤字で記載）  
 ※見直しの方針案のページ番号は資料2-2のページに対応。

- 介護保険事業運営に当たっての留意事項
- 計画において具体の記載又は作業を要する内容

基本的事項	見直しの方針案
前文	●2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤整備の重要性を記載(P2)
第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項	
<p>一 地域包括ケアシステムの基本的理念</p> <p>1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進</p> <p>2 介護給付等対象サービスの充実・強化</p> <p>3 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備</p> <p>4 日常生活を支援する体制の整備</p> <p>5 高齢者の住まいの安定的な確保</p> <p>二 二千二十五年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に向けた目標</p> <p>三 医療計画との整合性の確保</p> <p>四 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載(P4)</li> <li>●一般介護予防事業の推進に関して「専門職の関与」、「他の事業との連携」、「PDCAサイクル沿った推進」等について記載(P6)</li> <li>●高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載(P6)</li> <li>●自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示として、リハビリテーションや就労的活動について記載(P6)</li> <li>●事業全体の取組趣旨・目的について明確化して記載(P8)</li> <li>●在宅医療・介護連携を進める中で、看取り、認知症関係、感染症や災害時対応の取組を強化することについて記載(P8)</li> <li>●在宅医療・介護連携を推進するために、市町村は、関係部局と連携することや、総合的に進める人材の育成・配置していくことの重要性について記載(P8)</li> <li>●総合事業に関し、対象者や単価の弾力化を行うことについて記載(P10)</li> <li>●生活面に困難を抱える高齢者に対して、住まいと生活の支援を一体的に実施していくことの必要性について記載(P11)</li> <li>●2040年を見据えることについて記載(P12)</li> <li>●就労的活動支援コーディネーターも、市町村が進める地域づくり活動の中心的な役割を担うことを記載(P14)</li> </ul>

# 基本指針の構成について

基本的事項	見直しの方針案
<p><b>五 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上</b> ←</p> <p><b>六 介護に取り組む家族等への支援の充実</b></p> <p><b>七 認知症施策の推進</b></p> <p>1 認知症への理解を深めるための普及啓発</p> <p>2 認知症の容体に応じた適時・適切な医療及び介護等の提供</p> <p>3 若年性認知症施策の強化</p> <p>4 認知症の人の介護者への支援</p> <p>5 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり</p> <p>6 認知症の人やその家族の視点の重視</p>	<p>■項目名に「業務効率化・質の向上に資する事業」追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ケアの質を確保しながら必要なサービスが行えるよう、業務の効率化に取り組んで行くことの必要性について記載 (P14)</li> <li>●都道府県は広域的な立場から、市町村は保険者として地域に取組を進める立場から、介護人材確保に当たって、処遇改善や、若年層、中高年齢層、子育てを終えた層、高齢者層などの各層や他業種からの新規参入の促進、離職した介護福祉士等の届出制度も活用した潜在的人材の復職・再就職支援、離職防止・定着促進のための働きやすい環境の整備、介護の仕事の魅力向上、外国人介護人材の受入れ環境の整備等の取組に一体的に取り組むことが重要である旨について記載 (P14)</li> <li>●介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の取組を進めることについて記載 (P15)</li> <li>●介護現場革新の取組の周知広報を進め、介護職場のイメージを刷新していくことについて記載 (P16)</li> <li>●地域包括支援センターに関して、現在の3職種以外を含めた体制整備の重要性について記載 (P15)</li> <li>●担い手に関する取組の例示として人材確保のためのボランティアポイント等の活用について記載 (P15)</li> <li>●文書負担軽減に向け、国、都道府県、市町村、関係団体等がそれぞれ役割を果たしながら連携して取り組むことが必要である旨を記載 (P16)</li> <li>●要介護認定実施体制の計画的な整備を行う重要性について記載 (P16)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>●認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、5つの柱に沿って施策を進めることの重要性について (P17)</li> </ul> <p>1 普及啓発・本人発信支援</p> <p>2 予防</p> <p>3 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援</p> <p>4 認知症/バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援</p> <p>5 研究開発・産業促進・国際展開</p>

# 基本指針の構成について

基本的事項	見直しの方針案
<p>八 高齢者虐待の防止</p> <p>九 介護サービス情報の公表</p> <p>十 効果的・効率的な介護給付の推進</p> <p>十一 都道府県による市町村支援等</p> <p>十二 市町村相互間の連携</p> <p>十三 介護保険制度の立案及び運用に関する PDCAサイクルの推進</p> <p>新 保険者機能強化推進交付金等の活用</p> <p>新 災害や感染症対策に係る体制整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第8期からの調整交付金の算定に当たって介護給付の適正化事業の取組状況を勘案することを記載(P21)</li> <li>■項目を統合             <ul style="list-style-type: none"> <li>●介護人材の確保や生産性の向上に関する都道府県による市町村との連携や支援の重要性について記載(P22)</li> <li>●保険者機能強化推進交付金及び保険者努力支援交付金の評価結果を活用した、市町村へのきめ細かい支援の重要性について記載(P22)</li> <li>●市町村相互間の連携による地域資源の有効活用の重要性について記載(P22)</li> <li>●文書負担軽減など、業務の効率化においても都道府県、市町村及び市町村相互間が連携して取り組むことの重要性を記載(P22)</li> </ul> </li> <li>●国、県による効果的な支援策の具体例として、好事例の横展開、データを有効活用するための環境整備を記載(P24)</li> <li>●都道府県による、市町村の自立支援、重度化防止の取組の地域差の要因分析とそれを踏まえたきめ細かい支援の重要性を記載(P24)</li> <li>■保険者機能強化推進交付金等の項目新設             <ul style="list-style-type: none"> <li>●拡充された交付金を活用した高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組の重要性等について記載(P24)</li> </ul> </li> <li>■災害や感染症対策の項目新設             <ul style="list-style-type: none"> <li>●近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載(P26)</li> </ul> </li> </ul>